

第4章 無電柱化の推進に関する目的及び基本的な方針

4.1 無電柱化の「3つの目的」

無電柱化法においては、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、無電柱化を推進することとしています。

本区では、これまで基本方針に基づき、区道における無電柱化を推進することにより、都市防災機能の向上(防災)、安全で快適な歩行空間の確保(安全)、都市景観の向上及び良好な住環境の形成(景観)を図ることを目的に取り組んできました。

また、これらの防災、安全、景観の「3つの目的」については現在も区民ニーズを反映したものとなっています。

これらを踏まえ、本計画においては、これまでの基本方針の考え方を継承し、以下の3つを目的として無電柱化を推進していきます。

都市防災機能の向上

【防災】

災害時に電柱が倒壊して道路が通行できなくなり、避難や緊急活動の支障となることを防ぐとともに、電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保するなど、都市の防災機能の強化を図ります。

【新茶屋坂通り(補助19号線)】



安全で快適な歩行空間の確保

【安全】

歩道内の電柱をなくすことにより、高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、全ての利用者が移動しやすい歩行空間を確保します。

【大橋ジャンクション付近】



都市景観の向上及び良好な住環境の形成

【景観】

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観を向上させると共に良好な住環境の形成を図ります。

【目黒川南部橋付近】



4.2 無電柱化の「4つの基本方針」

目黒区基本計画の基本目標である環境に配慮した安全で快適なまちの実現に向けて、「都市防災機能の向上」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「都市景観の向上及び良好な住環境の形成」の3つを目的として、以下の「4つの基本方針」に沿って無電柱化を推進していきます。

基本方針1

無電柱化を優先的に進める路線を選定し効率的・効果的に無電柱化を進める

- ・より高い整備効果を図るため、無電柱化を検討する路線として整備計画路線を選定し、その中から今後10年間に着手、整備する路線として優先整備路線を選定します。
- ・無電柱化を優先的に進める路線を明確にし、重点的な整備を行っていきます。

基本方針2

効率的な整備方式の活用について検討し、道幅の狭い道路の無電柱化を進める

整備手法は一般的な電線共同溝方式を基本としますが、民地、公共用地を活用した地上機器の設置やソフト地中化方式などの効率的な整備方式の活用について検討し、道幅の狭い道路で無電柱化を進めます。

基本方針3

新たな整備手法を活用し、整備コストの縮減、工期の短縮を図る

- ・浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式などの低コスト手法を活用し、コスト縮減、工期短縮を図っていきます。
- ・関係企業者間の協力・調整により、整備期間の短縮を図ります。

基本方針4

まちづくりにあわせて地域住民等との協働により無電柱化に取り組む

- ・まちづくり等で行う無電柱化については、地域住民や事業者との協働により無電柱化に取り組みます。
- ・地域住民自らが無電柱化を検討する際、その取組に対し支援を行っていきます。